

このように調停 手続きは進みます。

申立
手続

① 事務担当者が利用希望者へ調停センターの手続きについて説明

② 調停センターへ利用申立書の提出

③ 事務長による受理・不受理決定

④ 【受理】(調停手続きの開始)

【不受理】(申立書等の返還)

⑤ センター長が調停人(手続実施者)の選任

⑥ 事務担当者が相手方に調停申立てがあったことなどを通知

⑦ 事務担当者が、相手方の調停手続へ参加する意思があるかどうかを確認

⑧ 【相手方が調停に参加することを承諾】
→ 事務担当者が相手方へ調停センターの手続について説明

【相手方が参加拒否
又は参加意思不表明】
→ 終了

⑨ 第一回調停期日
→ 事務担当者による第一回期日の日程調整

⑩ 次回(第二回目)続行となる事案の場合の説明・確認事項

⑪ 第二回期日

⑫ 第三回期日

⑬ 合意成立による終了

当事者による終了
申立人が取下
相手方が離脱

調停人による
終了

セン
ター
手続

相
手
方
手続

調
停
手続

終
了